

THE MILLENNIALS SHIBUYA 宿泊約款

（適用範囲）

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号、性別、国籍、職業
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立・予約金の支払い）

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、契約期間中の宿泊料及び諸税の全額相当分、または当ホテルが定める金額を、予約金として事前に支払いをもとめる場合があるものとします。

3. 第2項の予約金を同項の規定により当ホテルが指定した日までお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、予約金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（料金の支払い）

第4条 宿泊客は、チェックイン時にフロントにて通貨またはクレジットカード等の方法にて宿泊料金を支払うものとします。但し、第3条規定の予約金を支払い済みの場合は、宿泊料金に充当されるものとし、フロントでの支払いは要しません。

2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（クレジットカードの提示）

第5条 宿泊客は、宿泊料金の支払いとは別に、チェックイン時に宿泊客名義のクレジットカードを当ホテルに提示するものとし、以下の事項について予め承諾するものとします。

- （1）提示されたクレジットカード情報を、決済代行会社を通して登録・保管すること。
- （2）宿泊客に未納代金がある場合、または客室にて宿泊客による紛失・毀損が生じていた場合、提示されたクレジットカードに、チェックアウト時またはチェックアウト後に損害賠償額を請求すること。

（宿泊契約締結の拒否）

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- （1）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- （2）満室（員）により客室の余裕がないとき。
- （3）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- （4）宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- （5）宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- （6）宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- （7）宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- （8）宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
- （9）宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- （10）宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービス、負担等を求められたとき。
- （11）天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- （12）宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- （13）他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- （14）マルチ商法、無限連鎖商法、その他当ホテルが不相当と判断する事業を行おうとしているとき。

（宿泊客の契約解除権）

第7条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。但し宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2

記載の違約金を申し受けます。

（当ホテルの契約解除権）

第8条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (4) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
- (6) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (7) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- (8) 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (10) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、
その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (12) マルチ商法、無限連鎖商法、その他当ホテルが不相当と判断する事業を行ったとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日 パスポートコピー
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

（営業時間・客室の使用時間）

第 10 条 当ホテルは、24 時間営業であり、チェックイン及びチェックアウト時間は、予約時に別途定められた内容に従うものとします。尚、連泊して利用する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 前項規定のチェックアウト時間を超えて客室を使用する場合は、所定の追加料金をお支払い頂きます。

（利用規則の遵守）

第 11 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

（フロント営業時間）

第 12 条 当ホテルでは、フロントの営業時間を下記のとおりとさせていただきます。

(1) フロント営業時間・・・6:30～翌 1:00

2. 上記の時間以外では、各種貸出を含め一切のサービスのご提供は致しませんのでご了承ください。

（外来訪問客との面会）

第 13 条 当ホテルでは、宿泊客以外の客室フロアへの立ち入りをお断りします。

2. 外来訪問者との面会はフロントロビー（4F）に限らせて頂きます。

（当ホテルの責任）

第 14 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 15 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（鍵の取扱い）

第 16 条 当ホテルの客室用の鍵を紛失された場合、最大 30,000 円（別途消費税）の追加費用を申し受けます。

（ご喫煙）

第 17 条 当ホテルは館内すべて禁煙となります。指定場所以外における喫煙が確認された場合、追加費用 25,000 円（別途消費税）を申し受けます。

（寄託物等の取扱い）

第 18 条 当ホテルでは、宿泊期間中の宿泊客の物品のお預かりは一切できません。貴重品を含め、お客様の責任において管理をお願い致します。

2. 宿泊客が、客室内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失により、客室内において滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第 19 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウト後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、現金並びに貴金属については、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察に届けるものとし、その他の物品については 30 日間の保管の上廃棄させていただきます。ただし、食品については、品質保持上妥当な期間のみの保管とし、その期間を超過した場合は当ホテルの判断により廃棄し、下着、マスク、歯ブラシ等、衛生上の懸念があるものについては、保管日当日中に廃棄させていただきます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

（宿泊客の責任）

第 20 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第 21 条 当ホテル内の共用施設内における宿泊客の一切の物品の紛失、滅失、毀損等について当ホテルは一切の責任を負いません。

2. ホテル内での利用者間または利用者を起因として生じたすべてのトラブル等や被害等について当ホテルは一切の責任を負いません。

3. 当ホテル内からのコンピュータ通信のご利用にあたりましては、宿泊客ご自身の責任にて行うものいたします。コンピュータ通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピュータ通信のご利用に際し、当ホテルが不適切と判断したお客様の行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(管轄及び準拠法)

第 22 条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

(言語)

第 23 条 本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語版と英語版との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語版によるものとします。

違約金（第 7 条関係）

ご予約頂いた宿泊料金の総額から下記の通りの違約金を申し受けます。

契約室数が 5 室未満の場合：宿泊日当日または不泊 宿泊料の 100%

契約室数が 5 室以上の場合：宿泊日 14 日前から当日または不泊 宿泊料の 100%

契約室数が 10 室以上の場合：ご予約時から当日または不泊 宿泊料の 100%

1. %は、ご予約頂いた宿泊料金の総額に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その日数に関わりなく、短縮した期間について、上記比率に則った違約金を収受します。
3. 契約期間中の契約日数の短縮により、適用されるレートが変更となった場合は、変更後のレートを契約初日までさかのぼって適用し、その差額を収受します。
4. 宿泊予約サイトや宿泊プランなどにより別途違約金の記載がある場合は、そちらが優先されます。